

【実習希望者(学生)向け Q&A】

質問項目	No.	質問内容	回答内容
申請全般	1	申込したいがどうしたらよいか。	教育機関からの申請が必要となりますので、各教育機関の担当者に早めに相談してください。
	2	教育機関の担当窓口はどこか。	教育機関によりますが、大学の場合は学生課や就職支援課などで担当されていることが多いです。各自で確認してください。
	3	申込の際に、実習希望者(学生)が作成する書類は何か。	「別記様式第1号 別紙1 千葉県庁インターンシップ実習生受入申請書(個票)」を記入し、教育機関の担当者へ提出してください。
	4	手続きが遅れてしまったため、締切を延ばしてもらえないか。	募集期間の延長はできません。郵便物の送達遅延による場合についても受付できませんので、早めに手続きするようお願いいたします。 ※公印を使用している書類を含むため、FAXやメールでの受付もできません。
	5	「千葉県庁インターンシップ実習生受入計画書」に受入時期が「7～8月」と書かれているが、具体的にはいつになるのか。	受入決定後に日程を調整します。都合の悪い日がある場合は、受入申請書(個票)の「実習不可日」の欄に記入してください。
	6	傷害保険及び賠償責任保険とは何か。	教育機関担当者へ確認してください。
	7	受入の可否はいつわかるのか。	「千葉県庁インターンシップ実習生募集案内」に記載されている発送予定日に、各所属から教育機関あてに送付します。事前のお問い合わせにはお答えできません。
	8	現在の応募状況を教えてほしい。	各所属へ直接お問い合わせください。
受入申請書(個票)	9	「個票番号」とは何か。	教育機関記入欄になりますので、空欄のまま提出してください。
	10	年齢はいつ時点の年齢を書けばよいか。	記入日の年齢を記入してください。
	11	資格・検定等は何を書けばよいか。	インターンシップ実習に役立つと思われる資格等があれば記入してください。
誓約書	12	別記様式第4号の誓約書を提出するのはいつか。	受入決定後、実習開始までに実習希望者(学生)が記入し、実習初日に実習先へ提出してください。